

第69回大阪地連定期大会

改正法の厳格な運用で労働環境の改善

不当労と闘うひかり交通労組を全面支援

(加藤執行委員長のあいさつ)

2014年11月09日 第69回大阪地連定期大会を和歌山県白浜町「むさし」で開きました。

全自交大阪地連は11月9日、和歌山県白浜町「むさし」で第69回定期大会を開き、改正タクシー適正化特措法等の厳格運用により産業の適正化と活性化を図り、そこで働く運転者の労働環境を公共交通に従事する者に相応しい待遇まで高めることなどを掲げた運動方針を決定しました。

冒頭、挨拶に立った加藤委員長は、「改正タク特法に基づく特定地域指定基準が示されない中、泉州交通圏が準特定地域から除外された。平成13年と比較して日車營收が0.6%改善されたからだというが、この間の燃料費等の事業コスト、社会保険料等が上昇している中、事業者の経営状況が改善されているはずが無い。運転者の賃金・労働条件は改善どころか悪化しているのが実情であり、準特定地域指定基準そのものがおかしい。特措法の立法趣旨である運転者の労働条件が数値として基準に盛り込まれていないから、このような実態にそぐわない行政運営となるわけで、今後は特定地域指定基準策定と合わせて、準特定地域の基準も変えなければならない」と問題提起しました。



また全自交労連本部の伊藤中央執行委員長は、「公定幅を下回る運賃、京都の深夜早朝割増運賃廃止申請、大幅な遠距離割引など関西、特に大阪はハイタクが抱える問題が集約されており、現在展開している労働運動を更に押し進めなければならない。東京では初乗り距離短縮運賃が検討されているが、適正需給が先送りされる中で運賃に手を付ければ運送収入は下がり、労働条件の劣化につながる。東京で実施されれば、やがて全国に波及するので労連本部として東京地連と共に取組を強化している」と改正法の厳格運用に向けた運動の強化を訴え、東京の状況を報告しました。

質疑の中で、現在会社側の不当労働行為に対して闘争中のひかり交通労組の神谷委員長から現状報告があり、労働審判手続きに入ったこと、会社側の支配介入で組合員が激減している中、最後まで闘い抜く決意を示し、大阪地連として全面支援を確認した。

大会には大阪地連12単組から56名が参加して満場一致で運動方針を決定し、役員改選では三役全員が留任、単組の役員変更等で執行委員・会計監査の一部で交代がありました。